

## 一関市インターネット公有財産売却ガイドライン

一関市インターネット公有財産売却（以下、「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の一関市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下、「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合には、本ガイドラインが優先して適用されます。

### 第 1 公有財産売却の参加条件など

#### 1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

##### (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員のほか、以下の各号に掲げられた者

- 一 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - 二 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - 三 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 一関市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却（不動産・自動車・動産）は、地方自治法などの規定にのっとり一関市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、以後 2 年間一関市の実施する競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 入札保証金および売払代金を銀行振込する場合、一関市（執行機関）が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。（開庁日とは土日祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日までの休日を除く日を言います）  
納付期限までに一関市が納付を確認できない場合は、参加者へ納付したかどうかを電話または電子メールにより確認の後、領収書をご提示いただくことがあります。
- (5) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や一関市公式ホームページ上の一般競争入札の告知などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。  
また、入札前に一関市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

### ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

### イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、一関市公式ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」（以下、「申込書」といいます）及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住所証明書（参加者が個人の場合は印鑑登録証明書で兼用可能、法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、一関市に送付してください。

（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

- ・ 複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類（住所証明書・参加者が個人の場合は、印鑑登録証明書で兼用可能、法人の場合は商業登記簿謄本）、印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）1通のみ提出してください。

(7) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

(8) 入札結果については、物件ごとに、入札者数、落札金額および落札者名を一関市公式ホームページで公表されることと、落札者以外の入札金額や入札に参加する全員の氏名（法人の場合はその名称）について、一関市に対し照会や情報公開請求があれば一関市が回答する場合があります。一関市による公表または回答することにつき同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができません。

### 3 公有財産売却にあたって物件に関する注意事項

#### (1) 物件に関する記載事項について

記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また図面についても現状と異なる場合があります、表記されている施設などについても、これを特定するものではありません。物件説明書の記載事項と現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。

#### (2) 売払物件はすべて現況引渡しです。

売払物件には、当該物件上のすべての建物（設備などを含む）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含みます。物件説明書と現況に差異が生じている場合は現況が優先し、契約時の物件引渡しも現況有姿（あるがままのかたち）で行われます。

売払物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しになります。一関市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります）

(注) 越境とは、例えば、隣接地の建物のひさしが境界を越えて売払物件にかかっている場合や、逆に売払物件のフェンスが隣接地にかかっている場合などをさします。

売払物件の埋設物調査、地盤調査および土壌調査は行っておりません。売払物件の地表および地下に、建物工作物などの基礎部分その他埋設物があった場合の撤去および処分などが必要な場合は、購入された方が行ってください。地盤および土壌に関して工事などが必要な場合も同様です。

(3) 隣接地との境界などについては以下の通りです。

隣接地との境界標は、原則として設置済みですが、売払物件の状況により設置ができなかった

物件もあります。境界確定の方法については、隣接土地所有者との立会いによる場合のほか、区画整理の換地処分による場合があります。隣接土地所有者との立会いは、本市に所有権が移転してから売払物件とするまでの間に行っておりますが、その後、売買などにより隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行っていません。区画整理の換地処分による場合、換地後新たに隣地土地所有者との立会いを行っていない場合があります。

- ・ 隣接土地所有者との境界立会書などについては、契約時に原本を1部お渡しします。
- ・ 境界標は、コンクリート杭、金属標、金属鋸、プラスチック杭、石杭または木杭などにより設置されていますが、現況のままでの引き渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いませんのでご承知おきください。

(4) 入札および売買契約は実測数量で行います。

- ・ 入札および売買契約の対象数量は、物件説明書に記載された実測数量（売払物件が区画整理による換地などであった場合は換地など数量による場合があります。）で行います。
- ・ 所有権移転登記については登記簿数量（公簿地積）で行います。なお物件により、公差の範囲内において、実測数量と登記簿数量が異なる場合があります。また、土地区画整理事業施行中の仮換地の売買にかかる所有権移転登記は、従前地の所在、数量で行います。

(5) 建築制限などについて、あらかじめご自身で確認してください。

- ・ 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法などの各種法令などの規制を受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照会するなどして十分確認してください。
- ・ 各種供給施設（電気・ガス・上下水道など）の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹などの移設および車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続きおよび費用は、原則として本人負担となりますので、詳細については、あらかじめ関係企業者および関係行政機関にご確認ください。

(6) 事前に必ず現地を確認してください。

- ・ 現地説明は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。現地の確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンスなどの工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行

うなど、周辺の住民の方のご迷惑になるような行為をなさらないよう、ご配慮をお願いいたします。

#### (7) 用途制限など

売買契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は売買代金の3割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除することになる場合もあります。

##### ア 禁止用途

風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(注) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業は、風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び同条第5項に規定されています。

##### ・ 公序良俗に反する用途の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団または法律の規定に基づき公の秩序などを害するおそれのある団体などであることに指定されているものを利するなど、公序良俗に反する用途

##### イ 禁止期間

契約日から起算して5年を経過する日まで

ウ 契約条件の履行状況を把握するため、一関市は随時に売払物件を実地調査し、または買受者に必要な報告を求めることができます。この場合、買受者にはこれにご協力していただくかなければなりません。

#### 4 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。

したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など一関市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 一関市は、落札者が売払代金の残金を納付したことを確認したのち、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(4) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

#### 5 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産

売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを一関市に開示され、かつ一関市がこれらの情報を一関市文書取扱規程に基づき、5年間 保管すること。

・ 一関市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 一関市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

オ 入札結果については、物件ごとに、入札者数、落札金額および落札者名を一関市公式ウェブサイトで公表されることと、落札者以外の入札金額や入札に参加する全員の氏名（法人の場合はその名称）について、一関市に対し照会や情報公開請求があれば一関市が回答する場合があります。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 6 共同入札について

### (1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

### (2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。

したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、代表者のログイン ID により、代表者が入札参加の手続きを行ってください。代表者は、入札システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。また、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書（個人の場合は、印鑑登録証明書で兼用可能、法人の場合は商業登記簿謄本）および「共同入札者持分内訳書」を入札開始 2 開庁日前までに一関市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに一関市が提出を確認できない場合、入札を行うことができません。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や法人登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 自動車、動産については、共同入札はできません。

## 第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

### 1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の住所証明書（参加者が個人の場合は、印鑑登録証明書で兼用可能、法人の場合は商業登記簿謄本）、印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）および代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、代表者名の申込書を入札開始2開庁日前に一関市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに一関市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

### 2 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、一関市が売却区分（公有財産売却の財産の出店区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、一関市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの入札物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

##### ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの入札物件詳細画面より入札参加申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する入札参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。入札参加者などは、入札が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、入札参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、入札参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがついて

いないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがございます。

- ・ 法人で入札に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・ 代理人に入札参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。
- ・ 入札財産が農地の場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

#### イ 銀行振込などによる納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの入札物件詳細画面より入札参加仮申込みを行ってください。その後、一関市ホームページから「入札保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入・なつ印のうえ、一関市に書留郵便にて送付してください。

次に一関市から入札参加仮申込みを行った入札参加者などに対し、入札参加者などが「入札保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入したメールアドレスに送信する電子メールにて入札保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込にて入札保証金を納付してください。

- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、一関市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
- ・ 原則として、入札開始2開庁日前までに一関市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・ 銀行振込の際の振込手数料などは入札参加者などの負担となります。
- ・ 代理人に入札参加の手続きをさせる場合、代理人は「入札保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に入札参加者の住所および氏名など並びに代理人であることを明記した上で、代理人名で入札保証金を納付してください。
- ・ 共同入札する場合は、仮申込みを行った代表者名で入札保証金を納付する必要があります。
- ・ 「入札保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入する振込先金融機関は、ゆうちょ銀行を除く一関市公金収納取扱金融機関（岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫、いわて平泉農業協同組合、東北労働金庫）に限ります。

#### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに一関市の定める契約を締結しない場合や売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合は没収し、返還しません。

#### (4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、契約締結時に地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、



一度しか行うことができません。

## 1 公有財産売却への入札

### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。

一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

一関市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

## 2 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、一関市は開札を行い、売却物件ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

#### ア 落札者の告知

落札者のログイン ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ 一関市から落札者への連絡

落札者には、一関市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 一関市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、一関市（執行機関）が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3 売却の決定

### (1) 落札者に対する売却の決定

一関市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札

者と契約を交わします。

契約の際には一関市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付して一関市に直接持参または郵送してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

#### 4 契約保証金

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、契約締結時に地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

#### 5 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに一関市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の全額が納付されると同時に、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、下記ア～ウの方法により納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

また、売払代金の残金納付期限までに一関市が納付を確認できることが必要です。

ア 一関市が用意する納付書

イ 一関市の指定する口座へ銀行振込

ウ 現金もしくは銀行振出の小切手を一関市へ直接持参

・銀行振出の小切手は、一関手形交換所管内のもので振出日から起算して7日を越えないものに限る。

## 6 入札保証金の返還

### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

#### ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、クレジットカードの種類によっては、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座（ゆうちょ銀行を除く一関市公金収納取扱金融機関の口座に限ります）への振込みのみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定が可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ 指定が可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要します。

## 第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

一関市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には一関市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、一関市に直接持参または郵送してください。

### 1 入札財産の権利移転手続きについて

#### (1) 権利移転手続きについて

入札財産の権利移転手続きについては、財産の種類に応じ、第4の2から4までに定めるところによります。ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準拠することとします。ただし、一関市がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認める場合は、第4の2から4までの規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

#### (2) 権利移転手続きにおける注意事項

ア 入札財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、一関市には担保責任は生じません。

イ 買受人などが入札財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該入札財産の権利が移転します。ただし、入札財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

ウ 入札財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

エ 権利移転に伴う費用は、買受人などの負担となります。

## 2 入札財産が動産の場合の権利移転および引渡について

一関市は、買受代金の納付を確認した後、入札財産の引渡を行います。

### (1) 入札財産の引渡

ア 入札財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 入札財産の引渡は、原則として一関市の事務室内で行います。

ウ 一関市が入札財産を第三者に保管させている場合は、買受人は一関市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、一関市から買受人に対して入札財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、一関市はその現実の引渡を行う義務を負いません。

エ 入札財産または「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、下記（ア）から（ウ）をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本と法人代表者の方の下記（ア）から（ウ）をお持ちください。

#### （ア） 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住所証明書などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

（イ） 一関市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

（ウ） 印鑑。

オ 買受人は、送付による入札財産の引渡を希望する場合、「送付依頼書」や住所証明書などの提出が必要です。「送付依頼書」は、入札終了後、一関市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、一関市に提出してください。送付による引渡を希望する場合、輸送途中での事故などによって入札財産が破損、紛失などの被害を受けても、一関市は一切責任を負いません。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡はできない場合があります。なお、送付先住所が買受人の住所（所在地）と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。送付先の受取人となりうるのは、買受人のみです。

カ 買受人は、買受代金納付時に入札財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」や住所証明書などの提出が必要です。「保管依頼書」は、入札終了後、一関市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、一関市に提出してください。

キ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

### (2) 注意事項

ア 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ 買受代金の持参、入札財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記（ア）から（エ）をお持ちください。

（ア） 代理権限を証する委任状。

（イ） 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）。

（ウ） 代理人の身分証明書。

（エ） 代理人の印鑑。

・委任状は一関市ホームページより印刷することができます。

### (3) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア 落札された入札財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

イ 買受人が送付による入札財産の引渡を希望する場合、送付費用は買受人の負担となります。

ウ その他、入札財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

## 3 入札財産が自動車の場合の権利移転および引渡について

本項の「自動車」は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。したがって、軽自動車および登録のない自動車などの権利移転手続きは、原則として第4の2に定めるところによります。

一関市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、入札財産の引渡を行います。また、買受人からの請求に基づいて権利移転の手続きを行います。

### (1) 入札財産の引渡

ア 入札財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 一関市が入札財産を第三者に保管させている場合は、買受人は一関市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、一関市から買受人に対して入札財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、一関市はその現実の引渡を行う義務を負いません。

ウ 買受人は、買受代金納付時に入札財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、入札終了後、一関市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、一関市に提出してください。

エ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

### (2) 権利移転の手続きについて

ア 一関市ホームページより「所有権移転登録請求書」を印刷した後、必要事項を記入・署名・なつ印のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期

限までに一関市へ提出してください。

イ 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、東北運輸局岩手運輸支局以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は、郵送で行います。

ウ 自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査および新規登録の手続きを行う必要があります。

### (3) 売却決定通知書の交付

一関市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本と法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。

ア 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住所証明書などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ 一関市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

ウ 印鑑。

### (4) 注意事項

買受代金の持参、入札財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記アからエをお持ちください。

ア 代理権限を証する委任状。

イ 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）。

ウ 代理人の身分証明書。

エ 代理人の印鑑。

・委任状は一関市ホームページより印刷することができます。

### (5) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア 権利移転に伴う費用（登録手数料など）は買受人の負担となります。

イ 自動車取得税は、買受人が自ら申告、納税してください。

ウ 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、東北運輸局岩手運輸支局以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は郵送で行いますので、郵送料（切手 1500円程度）が必要です。

エ 落札された入札財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、

買受人の負担となります。

オ 買受人は、「一関市、市章」などの表示部分の抹消（塗装替えもしくは塗装はがし）を行い、その結果を報告してください。その費用は、買受人の負担となります。

#### 4 入札財産が不動産の場合の権利移転について

一関市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

##### (1) 権利移転の時期

入札財産は、買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利移転します。ただし、買受代金を納付しても、農地の場合は農業委員会などの許可などを受けるまで、その他法令の規定による登録を要する場合は関係機関の登録が完了するまで権利移転の効力は生じません。

##### (2) 権利移転の手続きについて

ア 一関市ホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・署名・なつ印して、住所証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに一関市へ提出してください。

イ 共同入札の場合は、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）および共同入札者全員が署名・なつ印した「共有合意書」の提出が必要です。「共有合意書」の持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。なお、共有合意書は、一関市ホームページより印刷することができます。

ウ 入札財産が農地である場合などは、農業委員会などの発行する権利移転の許可書または届出受理書のいずれかが必要です。

エ 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

##### (3) 売却決定通知書の交付

一関市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。共同入札者が買受人になった場合は、買受人全員に対しそれぞれの持分に応じた「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。

##### ア 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住所証明書などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ 一関市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

ウ 印鑑。

なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」正本が必要な場合がありますので、一関市でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。

#### (4) 注意事項

ア 入札財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて買受人自身で行ってください。

イ 買受代金の持参または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記（ア）から（エ）をお持ちください。

（ア） 代理権限を証する委任状。

（イ） 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）。

（ウ） 代理人の身分証明書。

（エ） 代理人の印鑑。

・委任状は一関市ホームページより印刷することができます。

#### (5) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は買受人の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。登録免許税額については、入札終了後の一関市よりお知らせします。買受代金を直接持参する場合は、登録免許税相当額をあわせて持参し、納付してください。買受代金を銀行振込などで納付する場合は、登録免許税相当額もあわせて振込もしくは送付してください。共同入札者が買受人となった場合、登録免許税の領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

・所有権移転登記を行う際に、一関市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（切手 1500 円程度）が必要です。

## 第 5 注意事項

### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合



- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の売却物件の中止時の入札保証金の返還

特定の売却物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、一関市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、一関市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、一関市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、一関市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、一関市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変な

どを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、一関市は責任を負いません。

- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず一関市は責任を負いません。

#### 4 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5 一関市公有財産売却ガイドラインの改正

一関市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、一関市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に入札参加申込みの受付を開始する公有財産売却から適用します。

#### 6 リンクの制限など

一関市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、一関市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、一関市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、一関市に無断で転載・転用することは一切できません。

### 公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行う公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

#### クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。